

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条（本契約の目的）

- 1.当社はこの約款の定めるところにより貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます)を借受人に貸し渡すものとし借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2.当社は約款の趣旨・法令・行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合にはその特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込み）

借受人はレンタカーを借りるにあたって特約及び別に定める料金表等に同意の上、別に定める方法により予め車種クラス・借受開始日時借受場所・借受期間・返還場所・運転者・チャイルドシート等オプション品の要否・その他借受条件(以下「借受条件」といいます)を明示して予約の申込を行うことができます。

第3条（予約の変更）

借受人は前条の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

- 1.借受人は別に定める方法により予約を取り消すことができます。
- 2.借受人が借受人の都合により予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡約款(以下「貸渡約款」といいます)の締結手続きに着手しなかったときは予約が取り消されたものとみなします。
- 3.前二項の場合、借受人は別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。
- 4.当社の都合により予約が取り消されたとき又は貸渡契約が締結されなかったときは当社は受領済みの予約申込金を返還するほか別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5.事故・盗難・不返還・リコール・天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは予約は取り消されたものとします。

第5条（代替レンタカー）

- 1.当社は借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます)の貸渡を申し入れることができるものとします。
- 2.借受人が前項の申し入れを承諾したときは当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。ただし代替レンタカーの貸渡料金が予約された車両クラスの貸渡料金より高くなるときは予約した車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3.借受人は第1項の代替レンタカー貸渡の申し入れを拒絶し予約を取り消すことができるものとします。
- 4.前三項の場合において第1項の貸渡をすることができない原因が当社の責に帰すべき事由による時は第4条第4項の予約の取消しとして取り扱うものとします。
- 5.第3項の場合において第1項の貸渡をすることができない原因が当社の責に帰さない事由による時は第4条第5項の予約の取消しとして取り扱うものとします。

第6条（免責）

当社および借受人は予約が取り消され又は貸渡契約が締結されなかったことについては第4条及び第5条に定める場合を除き相互に何らの請求をしないものとします。

第3章 貸渡し

第7条（貸渡し契約の締結）

- 1.借受人は第2条に定める借受条件を明示し当社はこの約款・料金表・レンタカーご利用にあたって同意書等により貸渡条件を明示して貸渡契約を締結するものとします。ただし貸渡することができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
- 2.貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3.当社は監督官庁規範通達(注1)に基づき貸渡簿(貸渡原票)及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許証の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため貸渡契約の締結にあたり借受人に対し借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます)の運転免許証の提示を求め及びその写しの提出を求めます。
この場合、借受人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し及びその写しを提出するものとし借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し及びその写しを提出するものとします。
(注1)監督官庁の基本通達とは国土交通省自動車交通局通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2(10)および(11)のことをいいます。
(注2)運転免許証とは道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は運転免許証に準じます。
- 4.当社は貸渡契約の締結にあたり借受人及び運転者に対し運転免許証の他に本人確認ができる書類の提出を求め及び提出された書類の写しをとることがあります。
- 5.当社は貸渡契約の締結にあたり借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話等の告知を求めます。
- 6.当社は貸渡契約の締結にあたり借受人に対しクレジットカード若しくは現金による支払いを求め又はその他の支払い方法を指定することがあります。

第8条（貸渡契約の締結の拒絶）

1.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは貸渡契約を締結することができないものとします。

- (1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2)酒気を帯びているとき。
- (3)麻薬・覚せい剤・シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4)チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
- (5)暴力団・暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2.借受人は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1)予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
 - (2)過去の貸渡において貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
 - (3)過去の貸渡において第16条各号に掲げる行為があったとき。
 - (4)過去の貸渡(他のレンタカー事業者による貸渡を含みます)において第16条第6項又は第22条第1項に掲げる行為があったとき。
 - (5)過去の貸渡において貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (6)別に明示する条件を満たしていないとき。
- 3.前二項の場合は予約の取消しがあったものとして取り扱うものとします。

第9条（貸渡契約の成立等）

- 1.貸渡契約は借受人が貸渡契約書に署名し当社に貸渡料金を支払い当社が借受人にレンタカーを引き渡した時に成立するものとします。
- 2.前項の引き渡しは第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第10条（貸渡料金）

1.貸渡料金とは以下の料金の合計金額をいうものとし当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1)基本料金
- (2)特別装備料金
- (3)ワンウェイ料金
- (4)燃料代
- (5)配車引取料金
- (6)その他の料金

2.基本料金はレンタカーの貸渡時において当社が地方運輸局運輸支局長(以下、第13条第1項においても同じとします)に届け出て実施している料金によるものとします。

3.第2条による予約をした後に当社が貸渡料金を改定したときは予約時に適用した料金と貸渡時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第11条（借受条件の変更）

- 1.借受人は貸渡契約の締結後第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2.当社は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときはその変更を承諾しないことがあります。

第12条（点検整備及び確認）

- 1.当社は道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2.当社は道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし必要な整備を実施するものとします。
- 3.借受人又は運転者は前二項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検票に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 4.当社は前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第13条（貸渡証の交付・携帯等）

- 1.当社はレンタカーを引き渡したときは地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 2.借受人又は運転者はレンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます)前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3.借受人又は運転者は貸渡証を紛失したときは直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4.借受人又は運転者はレンタカーを返還する場合には同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第14条（管理責任）

借受人又は運転者はレンタカーの使用、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し保管するものとします。

第15条（日常点検整備）

借受人又は運転者は使用中のレンタカーについて毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし必要な整備を実施しなければならないものとする。

第16条（禁止行為）

借受人又は運転者は使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
- (3)レンタカーを転貸し又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

- (4)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し又はレンタカーを改造若しくは改装する等その現状を変更すること。
- (5)当社の承諾を受けることなくレンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他社の牽引又は後押しに使用すること。
- (6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7)当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9)その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第17条（違反駐車の場合の措置等）

- 1.借受人又は運転者は使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金を納付し及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管などの諸費用を負担するものとします。
- 2.当社は警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは借受人又は運転者に連絡し速やかにレンタカーを移動させレンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし借受人又は運転者はこれに従うものとします。
なお、当社はレンタカーが警察により移動された場合には当社の判断により自らレンタカーを警察から引取る場合があります。
- 3.当社は前項の指示を行った後、当社の判断により違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書・領収書等により確認するものとし処理されていない場合には駐車違反違約金を預かり処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。
また、当社は借受人又は運転者に対し放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「駐車違反自認書」といいます)に自ら署名するよう求め借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4.当社は当社が必要と認めた場合は警察に対して駐車違反自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び駐車違反自認書並びに貸渡証等の資料を提出し事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとし借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5.当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの引取りに要した費用又は放置違反が起因による損害等が発生した場合には借受人又は運転者は当社に対して放置違反相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合借受人又は運転者は当社に対して当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払うものとします。
なお、借受人又は運転者が駐車違反金を当社に支払った場合において罰金または反則金を納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは当社は受け取った駐車違反違約金を借受人又は運転者に返還します。

第5章 返 還

第18条（返還責任）

- 1.借受人又は運転者はレンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2.借受人又は運転者が前項に違反したときは当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3.借受人又は運転者は天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には当社に生じる損害について責を負わないものとします。この場合借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し当社の指示に従うものとします。

第19条（返還時の確認等）

- 1.借受人又は運転者は当社立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合通常の使用によって摩耗した箇所等を除き引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2.借受人又は運転者はレンタカーの返還にあたってレンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし当社はレンタカーの返還後においては遺留品の保管の責を負わないものとします。

第20条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人又は運転者は第11条第1項により借受期間を変更したときは変更後の借受期間に対応する貸渡料金を当社の指示に従い支払うものとします。

第21条（返還場所等）

- 1.借受人又は運転者は第11条第1項により所定の返還場所を変更したときは返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 2.借受人又は運転者が第11条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは次に定める返還場所変更料を支払うものとします。
※返還場所変更料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用の300%

第22条（不返還となった場合の措置）

- 1.当社は借受人又は運転者が借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
- 2.当社は前項に該当することとなったときはレンタカーの所在を確認するため借受人又は運転者の家族・親族・勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3.第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほかレンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第23条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは直ちに運転を中止し当社及び当社指定の連絡先に連絡するとともに当社の指示に従うものとします。

第24条（事故発生時の措置）

1.借受人又は運転者は使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに安全を確保し救護措置等を行うこと。
- (2)事故の状況等を当社及び当社指定の連絡先に報告し当社の指示に従うこと。
- (3)前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は当社が認めた場合を除き当社又は当社が指定する工場で行うこと。
- (4)事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (5)事故に関し相手方と示談その他の合意をするときはあらかじめ当社の承諾を受けること。

2.借受人又は運転者は前項の措置をとるほか自らの責任において事故を処理し及び解決をするものとします。
3.当社は借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともにその解決に協力するものとします。

第25条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2)直ちに被害状況等を当社及び当社指定の連絡先に報告し当社の指示に従うこと。
- (3)盗難その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第26条（使用不能による貸渡契約の終了）

1.使用中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」といいます)によりレンタカーが使用できなくなった時は貸渡契約は終了するものとします。

2.借受人又は運転者は前項の場合レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
3.故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は新たな貸渡契約を締結したものとし借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお代替レンタカーの提供条件については第5条第2項を準用するものとします。

4.借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。

なお当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は当社は受領済みの貸渡料金を貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6.借受人及び運転者は本条に定める措置を除きレンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第27条（賠償及び営業補償）

1.借受人又は運転者は借受人及び運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときはその損害を賠償するものとします。

ただし当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2.前項の当社の損害のうち事故・盗難・借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障・レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし借受人又は運転者はこれを当社に支払うものとします。

3.借受人又は運転者は加害者の特定ができない事故・盗難による損害が発生した場合、借受人又は運転者の管理責任とし賠償するものとします。

第28条（保険及び補償）

1.借受人又は運転者が第27条第1項の賠償責任を負うときは当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により次の限度内の保険金または補償金が支払われます。

- (1)対人補償 1名につき 無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません）
- (2)対物補償 1事故につき 無制限（免責5万円）
- (3)車両補償 1事故につき 時価額
- (4)人身傷害補償 1名につき 無制限

2.保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には第1項に定める保険金または補償金は支払われません。

3.保険金又は補償金が支払われない損害および第1項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については借受人又は運転者の負担とします。

4.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害額を支払ったときは借受人又は運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

第29条（貸渡契約の解除）

当社は借受人又は運転者が使用中に約款に違反したとき又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは何らの通知・催告を要せずに貸渡契約を解除しレンタカーの返還を請求することができるものとします。

この場合、当社は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章 個人情報

第30条（個人情報の利用目的）

- 1.当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し利用する目的は次の通りです。
 - (1)レンタカーの事業許可を受けた事業者として貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2)借受人又は運転者にレンタカー及びこれらに関連したサービス等の提供をするため。
 - (3)借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
 - (4)レンタカー・中古車その他の当社において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント・キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付等を借受人又は運転者に案内するため。
 - (5)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
 - (6)個人情報を統計目的に集計・分析し個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2.第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
- 3.コールセンターでは借受人又は運転者からの依頼・要望などを正確に把握するため通話内容を録音する場合があります。

第31条（個人情報の登録及び利用の同意）

- 1.借受人又は運転者は当社が第30条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
- 2.借受人又は運転者は利用車種・用途・借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報及び借受人又は運転者の氏名・住所等の個人情報を当社又は当社が契約している保険会社等に提供することに同意するものとします。
(利用目的)予約・運行管理・事故対応や借受人又は運転者に商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと。
予約・運行管理・事故対応や借受人又は運転者に商品の企画・開発あるいは顧客満足度向上等の参考にする目的で当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること。
- 3.借受人又は運転者は事故に関する個人情報の開示を請求ができるものとし当社が保有する個人情報が万一不正確または誤りであることが判明した場合には速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- 4.借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には借受人又は運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む個人情報が全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 - (1)当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - (2)当社に対して第17条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
 - (3)第22条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑 則

第32条（装備品）

当社はオーディオ等の車両装備品の故障による損害に対し補償の責は負わないものとします。

第33条（相殺）

当社はこの約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第34条（消費税）

借受人又は運転者はこの約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

第35条（金銭債務の履行と自認書）

- 1.借受人又は運転者が当社に対し金銭債務が発生した場合において借受人又は運転者は返還時に支払うものとする。
支払いが不可能な場合、当社は借受人又は運転者に債務内容及び支払期日を記載した当社所定の文書(以下「自認書」といいます)に署名するよう求め借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 2.借受人又は運転者は自認書に記載された期日までに金銭債務の履行をするものとします。
- 3.自認書記載の期日までに金銭債務の不履行が発生した場合、当社は借受人又は運転者の家族・親族・勤務先等の関係者への聞き取り調査を行い借受人又は運転者に対し必要な支払い督促を行うものとします。
- 4.前項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第36条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社はこの約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第37条（細則）

- 1.当社はこの約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 2.当社は別に細則を定めるときは当社の営業店舗に掲示するとともに当社の発行するパンフレット・料金表等にこれを記載するものとしこれを変更した場合も同様とします。

第38条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは訴額のいかんにかかわらず当社の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

第11章 附 則

約款は令和6年7月から施行します。